

北海道入札監視委員会設置要綱新旧対照表

改正(案)	現行	摘要
<p>第1 目的 (省略)</p> <p>第2 所掌事務 (省略)</p> <p>第3 委員等</p> <p>1 委員会の委員は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>第4～第9 (省略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成15年6月2日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年8月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年1月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年8月30日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1 目的 (省略)</p> <p>第2 所掌事務 (省略)</p> <p>第3 委員等</p> <p>1 委員会の委員は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>第4～第9 (省略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成15年6月2日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年8月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年1月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年8月30日から施行する。</p>	<p>○一般競争入札の拡大など制度の改善が進められており、より公平、公正で透明な入札契約を確保するため、北海道入札監視委員会の機能を強化するため委員を1名増員する。</p>